

1 募集期間 令和7年11月25日（火）から令和7年12月24日（水）まで

2 意見の提出数 3件

3 意見の概要

番号	意見	県の考え方
1	家庭における食品廃棄や一般廃棄の減少策として、学校における教育は重要と考えます。すでに行われていることかも知れませんが、家庭科の課題や夏休みの自由研究等で、「我が家のゴミ調べ」のような取り組みを、広げてみてはいかがでしょうか。	お寄せいただいた御意見も踏まえ、市町村、教育関係機関、環境団体と連携し、環境等に係る持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方等も踏まえ、児童・生徒等の次世代を担う子ども達への環境教育を推進してまいります。
2	太陽光パネルの廃棄問題は、今後重要な問題になってくると思います。現状、リサイクルの技術も確立していない中で、放置や不法投棄の問題が出てくるのではないかでしょうか、この点は国の施策でもありますが、県としても監視を強化してほしいと思います。また、山林や田畠での大規模太陽光で事業終了後に原状復帰がなされるのかも非常に関心があり、事業者に対しての義務化も強くもとめたいと思います。	太陽光パネルを含めた不法投棄対策については、第5章（廃棄物の適正処理の推進）に記載のとおり、監視等による不法投棄防止に努めてまいります。 また、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例では、事業者に対して維持管理計画の作成・公表、同計画に基づく維持管理、太陽光発電施設の撤去の届出等を義務付けています。

パブリックコメントの結果について

番号	意見	県の考え方
3	<p>第4節の2「施策の展開」(2)「太陽光パネルのリサイクル」(60ページ)において、「県では…条例に基づき、…太陽光パネルの適正な廃棄方法等を記載した維持管理計画の作成・公表を義務付けています。」(17行～19行)とありますが、現行の条例及び条例施行規則においては、維持管理計画の作成・公表が義務付けされていることは読み取れます、「適正な廃棄方法等の記載」に関しては義務付けを読み取れません。</p> <p>維持管理計画の様式についても、条例や条例施行規則では定められておらず、その他の様式集の中で「参考様式」として示され、求められる記載も「太陽光発電施設を撤去する際の対応」に留まっています。</p> <p>素案にある「義務付けています」の記載は、今後、条例や条例施行規則を改正して、義務付けの内容を明記することなどでしょうか。</p> <p>県施策においては、太陽光パネル設置に関しては各種制度設計が図られていますが、太陽光パネルのリサイクルに関しては「関係団体や国との連携…」という記載となっていることから、リサイクルに係る県としての考え方や方向性を明確に示すことも必要と考えます。また、義務付けを求めるのであれば、少なくとも条例規則以上のレベルで規定する必要があると考えます。</p>	<p>長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例は、主としていわゆる野立ての太陽光発電施設の設置に関する手続き等について規定したものであり、太陽光パネルのリサイクルや廃棄方法等に関して規定しているものではありません。</p> <p>計画素案に記載している義務付けは、同条例に基づく維持管理計画の作成・公表のことであり、今後、条例又は施行規則を改正する趣旨ではありません。</p> <p>ただし、太陽光パネルのリサイクルや適正な廃棄は重要な社会的課題であり、現在、国において太陽光パネルのリサイクル推進法の検討が進められているところです。県では、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、国における当該法律の運用に当たり連携協力してまいります。</p>